

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部開発調整課 No.002

処 分 名	優良宅地の認定
処 分 の 概 要	優良宅地造成認定書又は優良宅地認定証明書の交付を受けるときは、一定の認定基準に適合している場合に交付します。
根拠条例等・条項	土地譲渡益重課制度に係る優良宅地造成認定規則（平成17年規則第163号）第4条、第5条
審 査 基 準	◎当該申請に係る宅地の造成が昭和54年建設省告示第767号に規定する基準に適合する場合に認定します。 ※当該申請が土地譲渡益重課制度に係る優良宅地造成認定規則に違反しているときは認定しません。
標準処理期間	10日（休日は含まない）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成29年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階開発調整課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/kaihatsu/yuryotakuchi.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地造成検査認定規則

第4条 市長は、造成認定申請及び認定証明申請があった場合において、当該申請に係る宅地の造成が昭和54年建設省告示第767号に規定する基準に適合しないとき、又はその申請がこの規則に違反していると認めるときは、認定しないものとする。

第5条 市長は、造成認定を行った場合においては優良宅地造成認定書（様式第3号）を、認定証明を行った場合においては優良宅地認定証明書（様式第4号）を交付するものとする。